

新築マイホーム取得助成金

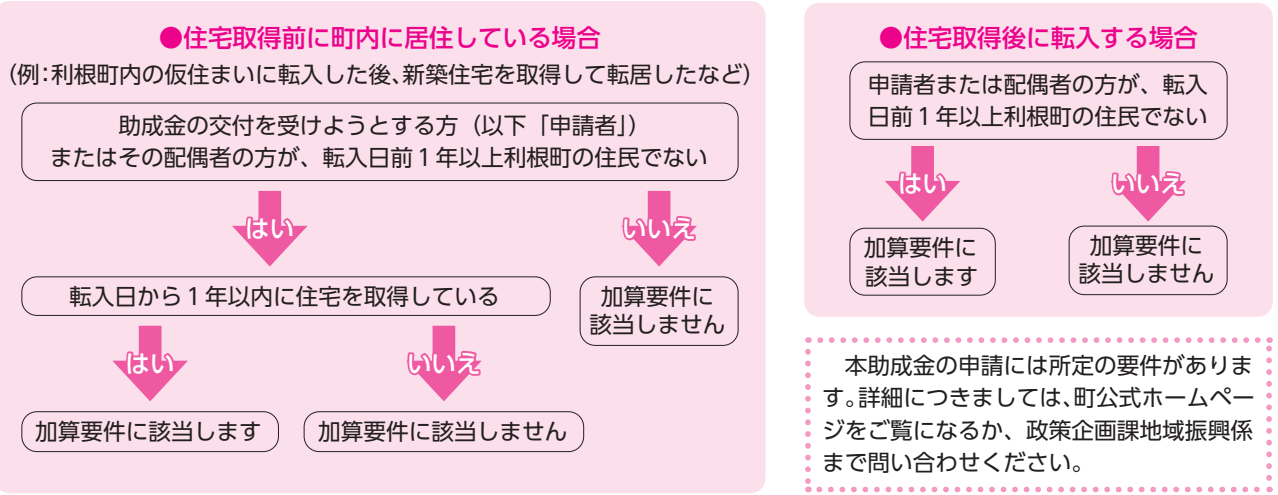
最大55万円を助成

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を助成しています。

- ▼申請期限 住宅取得に伴う登記の日から1年以内
- ▼申請締め切り日 10月31日(金)
- ▼助成金額 25万円
- ※左記加算要件に該当する場合、それぞれ助成金に加算します。
- （助成金の交付は、同一申請者（同居人も含む）に対して1回限りとします。）

加算要件	加算金額
中学生以下の子どもと同居する世帯	5万円／1人 (上限15万円)
転入世帯※	10万円
テレワークにより勤務を行う転入世帯	5万円

※下記フロー図参照



▶問い合わせ 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211（内線333） Email: chiiki@town.tone.lg.jp

ウェルネススポーツ大学「第1回公開講座」を開催します!!

- 大学と町との連携事業として、日本ウェルネススポーツ大学「公開講座」を開催します!
- ▼日時 9月2日(火)
午後1時30分～3時30分
- ▼場所 日本ウェルネススポーツ大学第1キャンパス ウェルネスホール(体育館横)
- ▼講師 日本ウェルネススポーツ大学准教授 蘭部 正人氏
- ▼講座内容 「QOL向上のための健康運動」(いつまでも自立した生活のために)
- ・理論
いつまでも若々しく自立した生活を送りたいと考えることは、全ての人の願いです。自立した生活を送るためには、適度な運動が必要です。それでは、適度な運動とは、どのようなものでしょうか?
- この理論では、身体の組成や有酸素性運動の理論や必要性を説明し、実際に生活の中でそれらを実践できるよう解説します。
- ・実技
現在の自分の体組成を認識します。(簡単な測定を実施)
自立した生活に必要な簡単な体操や筋肉トレーニングを実施します。
- この講座を受講することで、効果的な運動実践への理解と、体力の低下を緩やかにすることが期待できます。
- ▼申し込み期間 8月8日(金)～29日(金)
土・日曜日、祝日を除く。
午前8時30分～午後5時15分
- ▼定員 20名
- ※当日は、動きやすい服装でお越しください。また、メモ、筆記用具、運動靴(室内で使用)、タオル、飲み物などをご持参ください。
- ※自転車・バイクでお越しの方は、第1キャンパス駐輪場をご利用ください。
- ※車でお越しの方は、第1キャンパス、サッカーグラウンド横の駐車場をご利用ください。
- ※当講座において、けが、疾病、その他事故が発生した場合には、参加者ご自身の責任となりますのでご了承ください。
- 令和7年度は「公開講座」を年4回開催予定(石田良恵氏10月・3月、蘭部正人氏9月・1月)
- ▼問い合わせ・申し込み 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211（内線337）



令和8年度利根町住民協働事業（住民提案型事業）を募集します

●住民協働事業とは

これまでは「公共サービスは行政が提案するもの」といった考え方がありました。もちろん、行政が提案していかなくてもならない公共サービスもありますが、住民一人ひとりの思いを形にし、さまざまな地域の課題などに対応できる、住民が主体となった公共サービス提供の仕組みづくりも必要です。

この制度は、公共的な課題の解決または地域の活性化につながる事業で、「自分たちならこのような方法で、より良い

●補助の対象となる事業

公益性 必要性	先駆性 発展性	協働の効果 住民満足度	実現性 実施前提
団体が主体となって実施する事業であり、地域課題の解決や公共サービスの向上につながる事業	工夫やアイデアがあり、交流人口※の拡大や地域の活性化につながる事業	協働により相乗効果が期待でき、また、住民のニーズに合った事業であり、住民の満足度が得られる事業	提案団体が計画書どおりに実現することが可能な事業

※交流人口…地域交流、観光などさまざまな目的を持って町を訪れる人
右記の要件をすべて備えた事業を対象とします

- サービスが提供できる」といった、住民の皆さまから企画立案していただく「住民提案型事業」と、町が特定の課題などを提案したものに、住民の皆さまが企画立案して取り組んでいただく「行政提案型事業」の2種類があります。
- 今回募集する事業は、「住民提案型事業」です。提案内容は自由です。
- ▼事業実施期間
令和8年4月～令和9年3月末日
- ▼応募団体の要件 次の要件をすべて満たす団体に限ります。
①主たる活動の場が町内にあること。
②5人以上の構成員を有し、その過半数が町内に在住・在勤または在学していること。
③団体の代表者および運営について、会則などで定められていること。
- ※団体とは、「町民活動団体」（住民が自由な意思で集まり、自ら定めた規範に従って町民活動を行う団体）をいいます。行政区や自治会などの、一定地域に居住している人々の集団は除きます。
- ▼補助金
●住民提案型事業スタート型
1年限り 上限5万円
※右記の応募団体の要件に加え、設立から3年以内の団体が実施する事業が対象になります。
- ※補助対象経費として、備品の購入が認められます。
- ※同一年度においてステップアップ型

- との併用は認められません。
- 住民提案型事業ステップアップⅠ型
1～3年目 補助対象経費の10分の10（1年間あたり上限20万円）
※スタート型の対象となる団体であっても、ステップアップⅠ型から申請することが可能です。
- ※備品の購入は、認められません。
- 住民提案型事業ステップアップⅡ型
4～5年目 補助対象経費の2分の1（1年間あたり上限10万円）
※「住民提案型事業ステップアップⅠ型」として3年間の補助を受けた事業が対象となります。
- ▼事業提案の募集期間
9月30日(火)まで
- ▼必要書類
事業提案書および事業計画などの提出が必要です。詳細は「令和8年度住民協働事業募集要項」をご確認ください。

- 『募集要項』および『申請書類一式』は、町公式ホームページからダウンロードできます。また、政策企画課、利根町健康増進等複合施設・文化センター・生涯学習センター・布川地区コミュニティセンター・図書館・保健福祉センターにも設置しています。
- ▼補助対象経費
補助対象経費は、「報償費」・「人件費」・「旅費」・「印刷製本費」・「食糧費」・「通信運搬費」・「保険料」・「使用料及び賃借料」・「業務委託料」・「その他」となります。ただし、各項目において内容により対象外になる経費もありますのでご注意ください。
- なお、スタート型のみ備品の購入も認められます。ステップアップⅠ型およびⅡ型では備品の購入は認められませんのでご注意ください。
- ▼審査会
提出された事業提案書などに基づき「利根町住民協働事業審査会」にて審査を行います。
- なお、審査に際し、ステップアップⅠ型の提案事業については、事業提案団体によるプレゼンテーションを実施していただく予定です。
- 審査会では、事業提案書などの書類審査およびプレゼンテーション（スタート型は書類審査のみ）の結果により、事業の採択または不採択を決定します。
- ▼問い合わせ
政策企画課 地域振興係 ☎68-2211（内線337）

